

## ▶ 旅券(パスポート)

個人顧客や代表者等の自然人についての「本人特定事項」を確認するために用いることのできる本人確認書類の一つです（改正省令 6 条 1 号ホ）。

### 【外国政府発行のパスポートも確認書類として用いることができます】

犯罪収益移転防止法上で本人確認書類として用いることのできるパスポートは、「旅券法」ではなく、「出入国管理及び難民認定法」（入管法）で規定される旅券を対象としています\*ので、日本国政府発行のパスポートに限らず、日本国政府の承認した外国政府が発行したパスポートや、日本国領事館が発行する渡航証明書も対象となります。

※) 犯罪収益移転防止法の改正省令 5 条 1 項 2 号の中で「旅券」の定義が示されています。

※) 台湾政府発行のパスポートも犯罪収益移転防止法上の本人確認書類として用いることができます。

ですので、顧客が外国の方である取引では、その顧客が所持する外国政府発行のパスポート等で本人特定事項の確認を行うことができます。

### 【住所の記載の有無を確認してください】

日本国政府発行のパスポートは、住所の記載が法定記載事項ではなく（旅券法 6 条）、所持人が任意に自署する形となっています。ですので、住所の記載がない場合もあります。

本人確認書類として用いるには、確認すべき本人特定事項である「氏名・住居・生年月日」の記載がなければなりませんので、パスポートを本人確認書類として用いる場合は、あらかじめその顧客等に対して、所持人記入欄へ住所が自署されているかを必ず確認して下さい。

【関係条文】 犯罪収益移転防止法施行規則については、H25.4.1 施行の改正規則からの抜粋

#### ○犯罪収益移転防止法施行規則

（本人確認書類）

第 6 条 前条第 1 項に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号ハからホまでに掲げる本人確認書類（略）にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他の本人確認書類にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。

一 自然人（第三号及び第四号に掲げる者を除く。） 次に掲げる書類のいずれか

イ～ニ （略）

ホ 運転免許証等（道路交通法第 9 条第 1 項に規定する運転免許証及び同法第 104 条の 4 第 5 項に規定する運転経歴証明書をいう。）、出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書、住民基本台帳法第 30 条の 4 第 1 項に規定する住民基本台帳カード（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）又は旅券等

（以下 略）

### ○犯罪収益移転防止法施行規則

(顧客等の本人特定事項の確認方法)

第5条 法第4条第1項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 (略)

二 法第4条第1項第1号に規定する外国人である顧客等(第7条第1項第1号に掲げる特定取引等に係る者に限る。) 当該顧客等から旅券等(出入国管理及び難民認定法第2条第5号に掲げる旅券又は同条第6号に掲げる乗員手帳をいい、当該顧客等の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下同じ。)であって、第7条第1項第1号に定める事項の記載があるものの提示を受ける方法

(以下 略)

### ○出入国管理及び難民認定法

(定義)

第2条 出入国管理及び難民認定法及びこれに基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 (略)

五 旅券 次に掲げる文書をいう。

イ 日本国政府、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した旅券又は難民旅行証明書その他当該旅券に代わる証明書(日本国領事官等の発行した渡航証明書を含む。)

ロ 政令で定める地域の権限のある機関の発行したイに掲げる文書に相当する文書

六 乗員手帳 権限のある機関の発行した船員手帳その他乗員に係るこれに準ずる文書をいう。

七～十六 (略)

### ○出入国管理及び難民認定法施行令

(法第2条第5号ロの政令で定める地域)

第1条 出入国管理及び難民認定法(以下「法」という。)第2条第5号ロの政令で定める地域は、台湾並びにヨルダン川西岸地区及びガザ地区とする。

### ○旅券法

(旅券の記載事項)

第6条 旅券には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 旅券の種類、番号、発行年月日及び有効期間満了の日

二 旅券の名義人の氏名及び生年月日

三 渡航先

四 前三号に掲げるもののほか、外務省令で定める事項

2 (略)